過労死法案を阻止

東北の命綱②

日本共産党 衆院議員 高橋 ちづ子さん

「8時間働けばふつうに暮らせる社会を」と、厚生労働委員会で16年間活躍してきた高橋ちづ子衆院議員。自公政権が進める、過労死促進法案とも呼ぶべき「働き方改革」とのたたかいに力を尽くしてきました。

労災を認定

2016年10月の予算委員会で、大手広告会社・電通社員の高橋まつりさんの過労自殺の事例を示して、「『働き方改革』というなら、残業時間に明確な上限規制を設け、違反した企業名の公表を」と強調。「改革の本気度を聞きたい」と繰り返し迫りました。

高橋議員は07年の予算委員会でも、自殺が労災と認定されるきっかけとなったのは、電通の新入社員の過労自殺（00年3月の最高裁で認定）だったと指摘し、「名だたる企業が同じことを繰り返している。国はどう指導していたのか」と長時間労働の規制を訴えました。

19年4月、女性活躍推進法改定案と労働施策総合推進法改定案（ハラスメント防止法）について、厚生労働委員会で、「パワハラ」の定義が狭すぎて被害者を救済できないと指摘。パワハラ禁止を明確にした修正案を単独で提案しました。

働き方改革

長時間労働とパワハラでの自殺が労災認定されなかった岩手県の男性（28）の事例を提示。「過大なノルマを出されたこと、責任を全部押しつけられ胸ぐらをつかまれ怒鳴られたこと、そういうことを申請しても認められない。命を落としてもパワハラと認められていない。これでは、いくら防止措置を法律で義務づけても前に進むわけがない」と強く訴えました。

労働基準監督署で過労死事件について聞き取る高橋議員（左から2人目）＝2018年5月、山形県米沢市

後日、岩手県の事例が労災認定されたと男性の両親から高橋議員に連絡がありました。

遺族の思い

18年に安倍政権が高度プロフェッショナル制度を含む「働き方改革」法案を一括して審議入りさせようとした際には、野党が国会で合同ヒアリングを繰り返し開催。「裁量労働制で働く労働者は一般労働者より労働時間が短い」という政府の調査結果に、不正なデータが使用されていることを明らかにしました。

高橋議員はその先頭に立って、「裁量労働制は長時間労働の隠れみのになる」と追及してきました。

加藤勝信厚労相（当時）が「しっかり監督指導している」と答弁していた野村不動産で過労自殺があった問題では、18年4月の厚生労働委員会で、同社が裁量労働制を対象外の労働者にも適用していたと暴露。「長時間労働隠しにほかならない。遺族の気持ちにどう応えるのか」と厳しい口調で問いただしました。

高橋氏の追及に、加藤厚労相はついに、野村不動産で「36協定」を大きく超える長時間労働があったと認めました。その後、裁量労働制の拡大は法案から削除されました。

いわて生協労組の高橋基委員長は、「国会で労働者の不合理な待遇が取り上げられることはとても重要です。私たちもこれからも声をあげ続け、高橋議員には国会で政府を追及してもらい、一緒に世論をつくっていきたい」と話します。

（つづく）

東日本総局☎022(224)9
FAX022(224)9